

令和6年11月5日

告示

当財団は、本日 JBC 試合ルール第15条、JBC 制裁規定第2条第1項5号に基づき、大橋ボクシングジム（以下「大橋ジム」という）所属ボクサーである阿部 一力（ライセンスNo.50799）選手を令和6年11月2日より1年間のライセンス停止処分とする。

理由： 大橋ジム阿部 一力選手は、令和6年11月3日の試合の前日計量において1.86kg 体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は阿部 一力選手を令和6年11月2日より1年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 JBC 試合ルール第15条、JBC 制裁規定第2条第2項2号に基づき、大橋ジムのマネージャーである大橋 秀行（ライセンスNo.17145）氏を戒告処分とする。

理由： 大橋 秀行は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッショ